# 株式の併合に係る事前開示書類（変更）

（会社法第 182 条の２第１項及び会社法施行規則第 33 条の９に定める書面）

2023 年 12 月 18 日

株式会社アマナ

2023年12月18日
株式会社アマナ
代表取締役社長　進藤　博信

# 株式の併合に関する事前開示事項

当社は、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して、2023年12月８日付で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第182条の２第１項及び会社法施行規則（平成18年２月７日法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の９に基づき本株式併合に係る事前開示書類（以下「本事前開示書類」といいます。）の開示を行いましたが、2023年12月18日開催の当社取締役会の決議により本事前開示書類の内容に変更が生じましたので、会社法第182条の２第１項及び会社法施行規則第33条の９第３号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、本事前開示書類の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

１．会社法第180条第２項各号に掲げる事項

（１）併合の割合

当社普通株式について、4,650,000株を１株に併合いたします。

（以下略）

２.会社法第180条第２項第１号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は、当社普通株式について、4,650,000株を１株に併合するものです。本株式併合は、当社の普通株主を株式会社Infinity brand capital（以下「割当予定先」といいます。）のみとすることを目的として行われるものであること、本第三者割当（下記（１）で定義します。）に係る本新株式（下記（１）で定義します。）が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は相当であると判断しております。

（１）株式併合を行う理由

（略）

以上の検討を経て、当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、（ⅰ）割当予定先を割当先とする払込金額の総額 594,000,000 円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施すること、及び（ⅱ）当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株当たり22円の金銭を交付することを内容とする本株式併合を決議いたしましたが、その後、同年12月18日開催の取締役会において、本株式併合の割合につき、当社普通株式4,650,000株を１株に併合することを決議いたしました。

（以下略）

３．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（略）

（３）本第三者割当

当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、株式会社Infinity brand capitalを割当先とする第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式 3,300,000 株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、１株当たり22円の金銭を交付することについて決議いたしましたが、その後、同年 12 月 18 日開催の取締役会において、本株式併合の割合につき、当社普通株式4,650,000株を１株に併合することを決議いたしました。

（以下略）

以　上